2026 年 11 月 20 日

現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画

2026 年 11 月 20 日現在、サステナビリティ基準委員会が開発中（開発予定を含む。）のサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、サステナビリティ基準委員会における SSBJ 基準の開発に関する基本的な方針については、2025 年 6 月 2 日付で公表した中期運営方針を参照いただきたい[1]。

Ⅰ．今後開発が予定される SSBJ 基準

サステナビリティ基準委員会は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）の BC19 項(1)に記載のとおり、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）により IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）が新規に公表される又は既存の ISSB 基準が改訂される場合、サステナビリティ基準委員会において、SSBJ 基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている。

当該基本的な方針に基づき、ISSB によって、新規の ISSB 基準の公表又は既存の ISSB 基準の改訂に向けたデュー・プロセス文書が公表されている次のプロジェクトについて、今後、サステナビリティ基準委員会にて対応する SSBJ 基準における取扱いについて検討を開始することが考えられる。

1. 「SASB スタンダード」の修正及び「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正に係るプロジェクト

（主な内容）

ISSB より、ISSB 基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASB スタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。

(1) 2025 年 7 月 3 日公表、公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」及び公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」（いずれもコメント期限：2025 年

[1] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/middle_plan_20250602.pdf

11 月 30 日）

(2) 2026 年 3 月 26 日公表、公開草案「『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」（コメント期限：2026 年 7 月 24 日）

ISSB により確定基準が公表される時期は不明である。

SSBJ 基準では、適用基準において、「SASB スタンダード」（2025 年 12 月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。このため、サステナビリティ基準委員会では、ISSB によって「SASB スタンダード」が修正された場合、参照先の「SASB スタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになる。

（検討状況及び今後の計画）

ISSB によって「SASB スタンダード」が修正された場合、サステナビリティ基準委員会における対応を検討することが考えられる。

2. 「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」に係るプロジェクト

（主な内容）

ISSB より、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するための要求事項を具体的に導入することを目的として、次の公開草案が公表された。

(1) 2026 年 10 月 22 日公表、公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」

この公開草案は「実務記述書」の提案という形式で公表されている。「実務記述書」として確定された場合には、サステナビリティ基準委員会が公表する文書における位置付けについて検討を行う必要がある。サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則を改正する必要があると考えられる場合には、適正手続監督委員会及び理事会に審議をお願いすることになる。

また、この公開草案は、基準設定の形式についてもフィードバックが求められており、直接、「基準書」として確定される可能性や、「実務記述書」として公表された後に改めて公開協議を経て「基準書」として確定される可能性がある。ISSB により、当該公開草案が「基準書」として確定された場合には、SSBJ 基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することになる。

ISSB によりこの公開草案（基準設定の形式を含む。）が確定される時期は不明である。

（検討状況及び今後の計画）

ISSB によってこの公開草案が「基準書」として確定された場合、サステナビリティ基準委員会における SSBJ 基準における対応を検討することが考えられる。

以　上